

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士の登録要件 (建築に関する2年以上の実務経験)

※免許（建築士、建築施工管理技士）によらない場合

コード 番号	実務内容
1	建築物の設計（建築士法第21条に規定する設計をいう。）に関する実務
2	建築物の工事監理に関する実務【工事監理者の立場の実務】
3	建築工事の指導監督に関する実務 【工事施工者の立場ではなく、建築主の依頼により第三者的立場から指導監督するもの】
4	建築一式工事（建設業法別表第一に掲げる建築一式工事をいう。）の施工の技術上の管理に関する実務【工事施工者の立場の実務】
	大工工事（建設業法別表第一に掲げる大工工事をいう。）に関する実務 建築設備（建築基準法第2条第三号に規定する建築設備をいう。）の設置工事の施工の技術上の管理に関する実務【工事施工者の立場の実務】
5	建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査に関する実務 【建築主事又は指定確認検査機関の立場の実務】
6	消防庁又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務
7	建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に規定する耐震診断をいう。）に関する実務
8	<平成20年度以前（法施行日前）の大学院入学者> 所定の大学院の課程での建築に関する研究
	<平成21年度以降（法施行日以後）の大学院入学者> 所定の大学院の課程において、インターンシップ科目及びインターンシップ関連科目の単位を修得し、所定の要件を満たすもの
9	官公庁等における営繕業務に関する実務 (上記の1～4、7のいずれかに該当するものに限る。)
99	その他、上記のいずれにも該当しないもの (実務の詳細分かる資料の添付が必要)

(注1) 建築士等の補助として当該実務に携わるものを含む。

(注2) 「建築実務の経験」には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験は含まない。